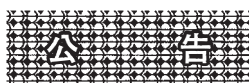


長野県知事 阿部 守一

| | 売りさばき人の氏名(名称) | 住所 | 売りさばき場所 |
|---|---------------|-----------------|-------------------------|
| 新 | 小林 素子 | 長野市大字鶴賀上千歳町1155 | 長野市大字鶴賀上千歳町1155 小林商店 |
| 旧 | 小林 正代 | 長野市大字鶴賀上千歳町1155 | 長野市大字鶴賀上千歳町1155 小林商店 |

会計課



公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成29年9月25日

長野県知事 阿部 守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ときめきの街ショッピングモール
岡谷市長地権現町1-7-37ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社三公商事
岡谷市長地権現町4-4-1
- 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

| 名称 | 代表者氏名 | 住所 |
|--------------|-------|----------------------|
| ウエルシア関東(株) | 鈴木 孝之 | 埼玉県さいたま市見沼区東大宮4-47-7 |
| (株)メガネトップ | 富澤 昌三 | 静岡県静岡市伝馬町8-6 |
| (有)ジェイ・ピー・エス | 増田 平 | 諏訪市四賀1548-1 |

(変更後)

| 名称 | 代表者氏名 | 住所 |
|------------|-------|------------------|
| ウエルシア薬局(株) | 水野 秀晴 | 東京都千代田区外神田2-2-15 |
| (株)メガネトップ | 富澤 昌宏 | 静岡県静岡市葵区伝馬町8-6 |
| (株)ティー・ガイア | 金治 伸隆 | 東京都渋谷区恵比寿4-1-18 |

- 変更する年月日
平成29年11月1日
- 届出年月日
平成29年9月7日
- 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地域振興局商工観光課
- 縦覧の期間
平成29年9月25日から平成30年1月25日まで
- 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成29年9月25日

長野県知事 阿部 守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ときめきの街ショッピングモール
岡谷市長地権現町1-7-37ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社三公商事
岡谷市長地権現町4-4-1
- 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

| 小売業者名 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|--------------|-------|------|
| ウエルシア関東(株) | 午前10時 | 午前0時 |
| (株)ジェイ・ピー・エス | 午前10時 | 午後7時 |

(変更後)

| 小売業者名 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|------------|-------|------|
| ウエルシア薬局(株) | 24時間 | |
| (株)ティー・ガイア | 午前11時 | 午後8時 |

- 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前)

| 時間帯 |
|--------------|
| 午前9時から午前1時まで |

(変更後)

| |
|------|
| 時間帯 |
| 24時間 |

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

| | 変更前 | 変更後 |
|---|--------------|---------------|
| 1 | 午前7時から午後8時まで | 午前6時から午後10時まで |
| 2 | 午前7時から午後8時まで | 午前7時から午後8時まで |
| 3 | 午前7時から午後8時まで | 午前7時から午後8時まで |

4 変更する年月日

平成29年11月1日

5 届出年月日

平成29年9月7日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

平成29年9月25日から平成30年1月25日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年9月25日

長野県長野建設事務所長 竹内 敏 昭

1 許可番号

平成29年5月23日 長野県長野建設事務所指令29長建第100-1号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上水内郡飯綱町大字牟礼字東小向1780-1、1780-2、1780-3

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市大字大豆島字樋掛け3893-11

山本食品株式会社 代表取締役 山本 修

都市・まちづくり課

公告

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の13第1項第1号のイの規定により放置車両の確認等に関する技能及び知識に関する講習を次のとおり行います。

平成29年9月25日

長野県公安委員会委員長 日置 勇 二

1 講習の日時及び場所

| 期 日 | 時 間 | 場 所 | 備 考 |
|-----------------------------|---------------------|-----------------------------|------|
| 平成29年11月10日(金)及び同年11月11日(土) | 午前8時30分から午後5時15分まで | 長野市川中島町原704の2 北信運転免許センター | |
| 平成29年11月17日(金) | 午前9時00分から午前11時30分まで | | 修了考査 |

2 受講手続

(1) 受講の申込み

講習を受けようとする者は、駐車監視員資格者講習受講申込書に必要な事項を記入し、写真(申込み前6月以内に撮影した無帽、無背景、正面、上三分身、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真)を貼って、長野県警察本部交通部交通指導課駐車対策係(長野県庁内9階)に持参してください。

(2) 受付期間

平成29年10月2日(月)から10月20日(金)まで(受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで)とします。

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除きます。

(3) 手数料

講習手数料(2万円)は、講習初日に長野県収入証紙により納付してください。

3 その他

(1) 道路交通法第51条の13第1項第2号のイ、ロ又はハに該当する場合は、駐車監視員資格者講習を受講して修了考査に合格し、駐車監視員資格者講習修了証明書を受け、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

(2) 講習についての問い合わせ及び申込書の請求は、長野県警察本部交通部交通指導課駐車対策係(電話 026-234-9921)にしてください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

交通指導課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、長野県知事から、平成28年度財政的援助団体等の監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じた旨通知がありました。

また、監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対する方針について通知がありました。

平成29年9月25日

長野県監査委員 田口敏子
同 西沢利雄
同 西沢昭子
同 小池清

1 【監査結果（指摘事項）に関する報告に基づく措置（処理状況）の内容】

| 監査対象団体名 | 監査の結果 | 処理状況 |
|---------------|---|--|
| 信州キャンペーン実行委員会 | <p>団体等に対する指摘事項</p> <p>1 物品調達に係る給付完了検査、支払事務の改善 イベントでチラシ等を入れて配布するアームバッグ（ビニール製手提げ袋）8万袋の発注業務（発注日：平成28年3月11日、履行期限：同年3月31日）に関して、以下のとおり不適切な事務処理がありましたので改善してください。 (1) 納品が平成28年4月28日に20,800袋、同年6月10日に59,200袋であったにもかかわらず、同年3月31日に納品があったとして、給付完了検査を行っていたこと。 (2) 平成28年3月31日付けの給付完了検査に基づき、同年5月23日に契約金額全額（1,319,328円）を支払っていたこと。</p> <p>2 信州デスティネーションキャンペーンに係る事業執行の改善 当事業は特別会計を設け、平成27年6月30日開催のキックオフミーティング以降、キャッチフレーズ、ロゴマークの制作などの事業を実施しています。 当事業の事業計画及び予算に関する総会の承認は平成27年12月であり、また、平成28年1月の県負担金の入金までは当会計に事業執行に必要な資金がなかったため、費用の一部は職員の立替払により行われていました。 総会による承認、資金の確保は、事業執行に支障がないよう適切な時期に行うよう改善してください。</p> <p>所管課（観光部観光誘客課）に対する指摘事項</p> <p>1 信州キャンペーン実行委員会への適切な指導事務処理について、以下のとおり不適切な事例がありましたので、当実行委員会に対し、県財務規則等に基づき適切な指導をしてください。 (1) アームバッグ（ビニール製手提げ袋）の調達に関し、納品前に業務を完了したとして給付完了検査を行い、支払を完了していたこと。 (2) 信州デスティネーションキャンペーン事業に係る事業執行について、事業計画及び予算に係る総会の承認の前に一部の事業を実施していたこと。</p> | <p>1 物品の調達に係る給付完了検査、支払事務について、「信州キャンペーン実行委員会会計に関する注意事項」を定め、次のとおり改善措置を行いました。 (1) 物品の調達については、予算編成時に調達計画を立て、適切な時期に調達する。 (2) 物品の発注業者に対して納期限を厳守するよう徹底する。 (3) 納品確認は原則として複数の職員で行うとともに、10万円以上の契約に係る物品については必ず写真を添付する。 (4) 新たに山岳高原観光課企画経理係職員を信州キャンペーン実行委員会事務局職員とし、収入・支出書類のチェックを行う。</p> <p>2 信州デスティネーションキャンペーンに係る事業執行について、「信州キャンペーン実行委員会会計に関する注意事項」を定め、次のとおり改善措置を行いました。 (1) 事業内容の変更・追加あるいは予算の補正等については、事業執行に支障がないよう適切な時期に総会の承認等、必要な手続を行う。 (2) 事業執行に支障がないよう適切な時期に必要な資金の確保を行う。</p> <p>「観光部内団体会計事務の適正化方針」を定め、信州キャンペーン実行委員会に対し、同方針に基づき適正な事務処理を行うよう指導を行いました。</p> |

2【監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対する方針】

| 監査対象団体名 | 監査の結果 | 意見に対する方針 |
|------------------|--|--|
| 公益社団法人長野県私学教育協会 | <p>団体等に対する意見</p> <p>1 貸付事業資金の有効活用 貸付事業は、私立学校等の経営基盤の強化及び改善に関して必要な資金を貸付ける当協会の主要な事業です。新規貸付は平成26年度には実績がなく、平成27年度に2件1億2,000万円ありましたが、年度末現在高は貸付に係る準備資金（貸付限度額）3億8,177万余円に対し、約50%の1億9,087万余円となっており、資金が有効活用されているとは言い難い状況です。 当事業を私立学校等の経営に有用で魅力ある制度とするために原因を分析し、資金の有効活用が図られるよう努めてください。</p> <p>所管課（県民文化部私学・高等教育課）に対する意見</p> <p>1 公益社団法人私学教育協会における貸付事業資金の有効活用 当協会の貸付事業は、私立学校等の経営基盤の強化及び改善を目的とした事業であり、県は貸付金の原資として1億5,000万円を出資しています。平成27年度末の貸付現在高は、貸付に係る準備資金（貸付限度額）3億8,177万余円に対し、約50%の1億9,087万余円となっており、資金が有効活用されているとは言い難い状況です。 貸付の状況について定期的に報告を求め、必要に応じて助言するなど、資金を有効に活用し、出資の所期の目的が達成されるよう努めてください。</p> | <p>1 長野県私学教育協会員に対するアンケートの結果、利率を市中金融機関等のもものと比較して低く設定するなどの改善が必要であるとの意見が多くあったことから、「2年毎」の変動金利を「1年毎」にする関係規定の改正を行うとともに、現行1.0%の金利を0.60%に引き下げました。 また、当該事業の周知に今後も努めてまいります。</p> <p>1 長野県私学教育協会が利率引き下げ等の改正を行ったことを受け、今後は毎年度の貸付事業の実施状況を踏まえ、資金の有効活用について、必要に応じ助言を行ってまいります。</p> |
| 社会福祉法人長野県社会福祉協議会 | <p>団体等に対する意見</p> <p>1 同和地区福祉資金貸付事業における滞納債権の縮減 貸付金の滞納額は、平成27年度末で37,642千円となっており、平成26年度及び平成27年度には、県から債権管理等事務費として各年261万余円の同和地区福祉資金貸付事業補助金の交付を受け、債務者の所在調査等を実施しています。 調査結果を踏まえ、引き続き滞納債権の縮減に努めるとともに、回収の見込めない滞納債権については、県と協議の上、必要な措置を講ずるよう検討してください。</p> <p>所管課（県民文化部人権・男女共同参画課）に対する意見</p> <p>1 社会福祉法人長野県社会福祉協議会における同和地区福祉資金貸付事業の滞納債権に関する助言及び協議 貸付金の債権管理は当協議会が行っていますが、平成27年度末の滞納額は37,642千円となっており、県は当協議会に対し、貸付金の原資として年度当初に前年度末の滞納相当額を貸し付け、年度末に返還を受けています。 当協議会が行った債務者の所在調査等の結果を踏まえ、必要に応じ助言するとともに、回収の見込めない滞納債権は、当協議会と協議の上、必要な措置を講ずるよう検討してください。</p> | <p>1 平成26年度及び平成27年度に実施した回収困難債権の調査・分類に基づいて、平成29年1月27日開催の同和地区福祉資金運営委員会において審議を行い、支払免除の要件を満たす216件37,624,056円の支払免除の決定をしました。 この支払免除に伴い、県人権・男女共同参画課と協議の上、欠損補てん積立金の積み増しを行い、平成28年度決算において、全ての滞納債権の欠損処理を実施することにより、同和地区福祉資金貸付事業を終了させました。</p> <p>1 長野県社会福祉協議会との協議及び本監査意見を受け、滞納債権のうち、県の規程に照らして回収不能と判断される債権については、支払免除及び欠損処理に要する費用を県が負担し、それ以外の債権の処理については県社協が負担することとしました。 この方針に従い、216件37,624,056円の滞納債権全体のうち、158件30,702,347円を県負担金として、平成28年度3月に県社協に支出しました。 県社協は本負担金及び県社協自身の負担を原資として、滞納債権全体の支払い免除及び欠損処理を行い、平成28年度をもって同和地区福祉資金貸付事業を終了させました。</p> |

| | | |
|-------------------------|---|--|
| <p>社会福祉法人長野県社会福祉事業団</p> | <p>団体等に対する意見</p> <p>1 介護福祉士修学資金等貸付事業補助金の有効活用による人材確保</p> <p>急速な少子高齢化に伴う要介護高齢者等の増加と労働力人口の減少により、介護分野は人材不足の状況にあります。当事業団では、介護福祉士等を養成・確保するための介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付事業等の原資を県から補助金として5億368万余円の交付を受け、事業を実施しています。</p> <p>貸付事業は、新卒者、転職者、移住者、潜在的有資格者等の多様な人材が入職しやすくなるよう設計され、介護分野の人材不足解消が期待される有用な制度です。</p> <p>貸付対象者に対し積極的に広報する等、制度利用者の増加を図り、補助金を有効的に活用することで、より多くの質の高い介護人材を確保できるよう努めてください。</p> | <p>近年の介護人材不足の問題は、今後において高齢化が急激に進むことを考えますとさらに深刻化する問題としてとらえ、介護福祉士修学資金等貸付事業は、こうした状況を解決する有効な手段として積極的な事業展開を図ることに努めてまいります。</p> <p>具体的な取組としては、平成28年度から平成31年度までに1,616名、503,682千円の貸付を行うことを見込むとともに、県民への制度の周知を図り積極的に利用促進を図ります。周知方法としては、高校、短大等の学校関係に対してはパンフレットの送付を行います。転職者・移住者に対しては、県内のハローワーク、市町村、福祉事務所へのパンフレットの送付、就職説明会等でチラシを配布し周知を図ります。また、潜在的有資格者に対しては前記に加え県福祉人材センターや県介護福祉士会と連携してチラシ配布等による周知を行います。</p> <p>また、その他の取組としては、新聞社等へのプレスリリースや法人ホームページへの掲載を行うとともに、随時電話での相談受付を行い、より多くの人々が貸付事業を利用できるよう広報活動の強化に努めてまいります。</p> |
| <p>公益財団法人長野県テクノ財団</p> | <p>団体等に対する意見</p> <p>1 賞与引当金の計上</p> <p>当財団は、賞与について引当金を計上していませんが、職員40名のうち、財団雇用の賞与支給対象者が6名おり、計上した場合はある程度の金額が見込まれます。</p> <p>費用と収益の適切な期間対応を図り、法人運営の状況を的確に把握できるよう、賞与引当金の計上について検討してください。</p> <p>所管課（産業労働部ものづくり振興課）に対する意見</p> <p>1 公益財団法人長野県テクノ財団に対する必要な支援</p> <p>当財団は、本県産業の目指すべき方向性を示す「長野県ものづくり産業振興戦略プラン」（平成24年3月策定）重点プロジェクトを展開する中核的な機関として位置付けられており、県内における地域資源を活用しつつ、産学官連携を主要な手段として技術革新による地域産業の高度化と産業創出を促進するため、全県あるいは県下5圏域において様々な事業を実施しているところですが、財源の多くを国庫補助金、委託金等に依存しており、基本財産の運用益も年々減少している状況です。加えて、今年度は出捐金の一部を県に返還する予定であり、来年度以降の運用益の大幅な減収は確実な状況です。</p> <p>当財団が県内企業の協力のもと本県の産業振興施策において果たしてきた役割や成果を分析評価し、今後当財団に期待する役割を長期的な視点に立って整理した上で、当財団が十分に機能できるよう必要な支援を検討してください。</p> | <p>平成29年度に補正予算を編成し、平成30年6月に支給する賞与分の引当金から計上することとします。</p> <p>財団は、県下5圏域において地域企業のニーズ等に応じた産学官連携による研究開発を推進しており、約3千万円の事業費を活用し、国等から約6億円の研究開発資金を県内へ呼び込むことに貢献しています。</p> <p>こうした財団の機能が継続的に発揮されるよう、県では、出捐金の一部を県に返還したことに伴い財団に発生する約800万円の事業費の縮小分を補てんするため、平成29年度から、財団の事業費を支援するための補助事業を創設しました。</p> <p>なお、財団が県内企業の協力のもと本県の産業振興施策において果たしてきた基本的な役割は今後も変更はありませんが、財団に期待する新たな役割やさらに強化すべき機能等については、次期「長野県ものづくり産業振興戦略プラン」の策定に併せて明らかにしていきます。</p> |

| | | |
|---------------|---|--|
| 信州キャンペーン実行委員会 | 団体等に対する意見 | 1 コンプライアンスの徹底 |
| | <p>1 コンプライアンスの徹底 物品の調達に関し、納品前に業務を完了したとして給付完了検査を行い、支払を完了するなど不適切な事務処理がありました。当委員会の業務は、県、市町村及び民間団体の負担金を財源として実施しており、特に適正な事務処理が求められます。 具体的な再発防止策を講じるとともに、職員の意識改革、組織風土改革を進め、コンプライアンスの徹底を図ってください。</p> <p>2 予算執行の改善 アームバッグの調達について、平成28年3月11日に8万袋を1,319,328円で発注していますが、当年度中には納品されず使用実績がありませんでした。 必要物品の発注に際しては使用計画を立て、適切な時期に調達するなど、効率的、経済的な予算執行に努めてください。</p> <p>3 必要な規定の整備 事務処理について、以下のような事例がありましたので、必要な規定の整備について検討してください。</p> <p>(1) 物品(備品)の管理 購入した物品(備品等)について、平成18年の当委員会設立以来、出納に関する記録がなく、また、現物照合も行われていませんでした。 物品の出納・管理に係る事務については、県財務規則等に準じた規定を設け、適正な管理を行ってください。</p> <p>(2) 立替払の縮減 職員による立替払が一部にあり、資金前渡で対応可能な内容であったこと、相当期間経過後に精算処理されていたこと、などの事例がありました。 県財務規則等を原則としつつ、決裁権者への事前承認を条件に限定的に認めるなど実態に合った規定を整備し、適正に執行してください。</p> <p>(3) 収入金の管理 会費の入金から収入処理まで2月以上要していたこと、当年度支出の戻入資金を諸収入としていたこと、などの事例がありました。 県財務規則等に準じた規定を設け、適正な管理を行ってください。</p> | <p>「信州キャンペーン実行委員会会計に関する注意事項」に基づき、事務局長自らの責任で事業の進捗管理を行うこととしました。 また、事務局職員全員に対して、当該注意事項を周知徹底するとともにコンプライアンス意識の徹底を図りました。</p> <p>2 予算執行の改善 物品調達については、その必要性について事務局内で十分協議の上、適切な時期に調達することとし、平成29年度の事業計画は十分に検討を行った上で策定しました。</p> <p>3 必要な規定の整備 (1) 物品(備品等)について、「信州キャンペーン実行委員会会計に関する注意事項」を定め、適正な管理を行うため県財務規則等に準じた備品管理簿等を整備し、年度末に現物照合を行うこととしました。 (2) 立替払について、「信州キャンペーン実行委員会会計に関する注意事項」を定め、任意団体であること等により請求書による支払いができない場合は、原則として資金前渡で対応することとしました。 ただし、イベント時の物品の手配等、急を要する支出により立替払をする必要が生じた場合は、事務局長の事前承認を条件として限定的に認めることとしました。 (3) 収入金について、「信州キャンペーン実行委員会会計に関する注意事項」を定め、新たに山岳高原観光課企画経理係職員を信州キャンペーン実行委員会事務局職員とし、収入処理のチェックを行うこととしました。</p> |
| | <p>所管課(観光部観光誘客課)に対する意見</p> <p>1 信州キャンペーン実行委員会従事職員のコンプライアンスの徹底 当委員会の物品の調達等に関し、不適切な事務処理がありました。当委員会の業務は、県、市町村及び民間団体の負担金を財源として実施しており、特に適正な事務処理が求められます。具体的な再発防止策を講じるよう指導するとともに、当委員会の業務に従事する職員の団体事務に対する意識改革を進め、コンプライアンスの徹底が図られるよう適切な措置を講じてください。</p> | <p>1 信州キャンペーン実行委員会従事職員のコンプライアンスの徹底 「観光部内団体会計事務の適正化方針」を定め、これに基づいて、信州キャンペーン実行委員会の会計ルールを定めるよう指導を行いました。 また、当該ルールを事務局職員全員に周知徹底を図るとともにコンプライアンス意識の徹底を図るよう指導を行いました。</p> |

| | | |
|-----------------|--|--|
| 一般社団法人長野県原種センター | <p>団体等に対する意見</p> <p>1 賞与引当金の計上 当センターは、賞与について引当金を計上していませんが、職員13名のうち支給対象者が8名おり、計上した場合はある程度の金額が見込まれます。 費用と収益の適切な期間対応を図り、法人運営の状況を的確に把握できるよう、賞与引当金の計上について検討してください。</p> <p>2 園芸種子の生産コスト縮減 園芸種子について、高齢化に伴う委託生産者の減少に対処するため直営生産をしていますが、その結果生産コストが高くなっています。生産技術が難しいものを除き、生産コスト縮減に向け事業の効率化を図るなど、生産方法の見直しを検討してください。</p> | <p>1 賞与引当金の計上 平成28年度より賞与引当金を計上します。</p> <p>2 園芸種子の生産コスト縮減 種子生産は、今後も委託生産を主に取り組むことを基本とし、直営生産は需要量の多い主要3品目(キャベツ・野沢菜・レタス)を中心に行うこととします。 特にレタス種子の生産は、生産技術が難しい品種のみ直営で行い、その他の品種は委託による生産とします。 また、施設を持つ花き生産者・定年退職者等への働きかけや、当センターによる施設・資材の設置支援等を行い、新規委託生産者の確保・拡大に努めるほか、新規委託採種地の開拓にも努めてまいります。 さらに、需要見込量と在庫量を踏まえた必要量のみの生産とするなど、経費の節減に努めてまいります。</p> |
| 公益社団法人長野県林業公社 | <p>団体等に対する意見</p> <p>1 長期的な経営計画、収支予測の策定と経営改革の推進 当公社では経営改革の一環として、平成26年度から28年度までの3年間で全ての分収林について契約団地ごとに「施業地カルテ」を作成し、平成29年度には、これをもとに長期収支予測をたて、長期事業計画を策定するとともに、経営不適地については、契約解除計画を策定の上、契約解除、施業見送り等により事業経費の削減を図ることとしています。 このうち、長期収支予測については、平成25年度の試算では、最終事業年度の平成88年度に公社単独で約107億円の累積債務が残るとされており、試算後も木材価格は低下傾向にあるため、新たな予測は厳しい結果が想定されますが、県民負担につながる重要な資料となることから、将来の収益、費用を可能な限り現実的に見積もるとともに、積算根拠を明確にするなど、正確性、透明性の高い予測となるよう努めてください。 また、長期事業計画や契約解除計画を実施する際には、森林所有者をはじめ県を含む関係者の理解と協力が不可欠となることから、これら計画の策定にあたっては、関係者と十分な情報交換を行い、コンセンサスを得ながら進め、柔軟で実効性の高い計画となるよう努めるとともに、将来の県民負担を軽減させるため、着実に成果が上がるよう、経営改革の取組をより一層推進してください。</p> | <p>公益社団法人長野県林業公社では、平成26年5月に策定した「林業公社経営改革プラン」により、平成29年度に長期事業計画を策定するとともに、これに基づく長期収支予測の見直しを行うこととしております。 実施に当たっては、試算に必要な「林業公社管理方針」や「林業公社施業体系」等を定め、これに基づいた長期の事業計画や試算を行うほか、前回の積算方法との相違点等を明らかにし、明確な積算根拠や収益、費用の現実的な見積りに努めてまいります。 また、これらを進めるにあたっては、細部に至るまで県所管部局と十分な協議を行うほか、事業計画案や収支予測案の策定にあたっては、専門家等による意見を聞くための外部検討委員会を年度内に3回開催するなど、正確性や透明性、コンセンサスなどに可能な限り配慮してまいります。 なお、この計画案等については、最終的に理事会での審議・承認を得て定時社員総会へ報告するとともに広く公表します。 林業公社としましては、新たな長期事業計画に基づく経営改革を一層推進することで、県民負担の軽減に努めてまいります。</p> |
| | <p>所管課(林務部森林づくり推進課)に対する意見</p> <p>1 公益社団法人長野県林業公社に対する支援と貸付金回収不能見込額に係る県民への説明 公社は長野県出資等外郭団体「改革基本方針」(平成25年12月改訂)において、長期的な視点で存続させた上で徹底した経営改革を推進するとされており、これを受け公社では「経営改革プラン」(計画期間:平成26~32年度)を策定し、様々な取組を行っているところで。 しかしながら、公社の分収林事業は、伐採による立木の販売収入により今まで投下した事業費を回収する収支構造であり、収益の確保には長期間を要するため、その間の木材販売価格の変動をはじめとする社会経済情勢の変動リスクを公社の自助努力のみで解消するには限界があります。</p> | <p>(1) 公社に対する積極的な支援 林業公社において、平成29年度に現時点での森林資源状況を詳細に調査した「施業地カルテ」を基に、長期収支見通しを見直す中で、先ずは、更新伐等の有利な造林補助制度の活用や低コスト施業を推進することで、損失額が累積していくことを防ぐ方策を講ずるべきと考えています。 また、経営不適地の契約解除に伴い生じる必要経費については、必要額を明確に算出した上で、県の財政支援策については、関係部局と協議するとともに、国に対しても財政支援策を要求してまいります。</p> <p>(2) 公社貸付金の回収不能見込額に係る県民への説明 ア 県民への分かりやすい説明 公社貸付金の回収不能額については、平成</p> |

公社が、最終的な累積債務を縮減し、県民負担を軽減するとともに、森林を適正に整備・保全し、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、以下の取組を行ってください。

(1) 公社に対する積極的な支援

公社は経営改革の一環として、平成28年度までに全ての分収林について契約団地ごとに「施業地カルテ」を作成し、これをもとに長期収支予測をたて、長期事業計画を策定するとともに、経営不適地については、契約解除、施業見送り等により事業経費の削減を図ることとしています。

公社の経営改革の取組を継続的に確認・評価するとともに、これらの取組が効果的に実行されるよう、施業技術の普及、補助制度の充実、経営不適地の契約解除に伴う借入金の繰上償還や損失計上への対応等、必要な支援を積極的に行ってください。

(2) 公社貸付金の回収不能見込額に係る県民への説明

ア 県民への分かりやすい説明

県は公社に対し、直接、貸付を行うほか、金融機関からの借入に対し全額損失補償を行っており、平成27年度末現在の貸付残高は192億余円、損失補償額は82億余円で、合計額は275億余円となっています。

この借入金は、平成25年度に公社が試算した長期収支見直しでは、全ての立木の販売が完了する最終事業年度の平成88年度に約107億円が累積債務として残り、県が回収不能になると見込んでいます。

現在、県の予算書、決算書をはじめ、公社に係る公表資料において、回収不能見込額に係る説明がほとんどありませんが、将来多額の損失が発生する可能性があることについて、常に県民に広く理解を得ていく必要がありますので、県民に対して正確で、分かりやすい説明をするよう努めてください。

イ 定期的な見直し

回収不能見込額は、県民負担につながる重要な情報であることから、適切な見直しの間隔を検討の上、定期的な見直しを行ってください。

なお、設定した期間内であっても、あらかじめ想定した以上の状況変化があった場合には、見直しを行い、常に県民の理解が得られるよう努めてください。

88年度に予測される金額であり、現時点では確定した額ではありません。

県民への説明については、林業公社の説明責任としてホームページ上で財務状況や経営改革プランが公表されています。また、県の予算説明書や事業改善シート等に回収不能額を記載することは、作成の慣例上困難であるとの所管部局の見解です。

新たな長期収支見通しの結果については、現時点で試算値である旨を丁寧に説明した上で、林業公社においてわかりやすく公表するよう指導してまいります。

イ 定期的な見直し

毎年変動する人件費や木材価格を基に、毎年度試算を行うことは、変動幅の少なさや多大な作業労力を考慮すると現実的ではないため、どの程度の見直し期間が適切であるか、林業公社において外部検討委員会の意見も踏まえ適切な時期等を検討するよう指導してまいります。

監査委員事務局